



幹本申5号

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」等に関する申し入れ団体交渉を行う！①

第1項 2018年度および2019年度の新幹線統括本部内における、系統ごとの時間外労働月別平均時間及び、年次有給休暇の取得日数・失効日数を明らかにすること。

- ・36協定に違反する事象は発生していない。
- ・運転士や管理者では、台風対応や年2回の運転士養成、ALFA-Xなどの要素が絡んで増加した。
- ・企画部門は、新幹線統括本部の企画部門が加わったことによって増加した。

年間諸元に基づく議論は別途行っていきます

第2項 2018年度および2019年度の盛岡新幹線運輸区車掌、運転士、事務職、管理職別の時間外労働月別平均時間及び、年次有給休暇の取得日数・失効日数を明らかにすること。

- ・事前協議の必要な限度時間延長は発生していない。
- ・全体の傾向と同様に台風や運転士養成、ALFA-Xなどの要素が絡んでいた。
- ・時間外労働の削減に向けて引き続き取り組んでいく。

第3項 盛岡新幹線運輸区における2020年4月1日現在の、現在員数及び休職者数について車掌、運転士別に明らかにすること。

第4項 盛岡新幹線運輸区における、在宅休養時間の確保不足及び、休日勤務の指定について発生した実態を把握し、課題を明らかにした上での対策を講じること。

- ・乗務に関する休日労働は、運転士で299日、車掌で224日発生している。
- ・様々な事由で乗務出来ない人がいたり、波動の多い月では休日労働が多く発生している。状況に応じて波動の職場間での持ち替えなども行い対応してきた。
- ・在宅休養時間が確保できるように配慮していく。

在宅休養時間の確保不足が常態化しないようにするべきだ！

- ・本人の同意を得ないまま休日勤務が指定された事象があった。本人の了解のうえで指定することが基本となる。

勤務制度について管理者と社員が同じ認識の上でコミュニケーションを取れるように全社員対象の教育を行うべきだ！！

第5項 2019年に連続して発生した台風の対応における課題を明らかにし、対策を講じること。

- ・異常時対応においても、健康状態の確認については、丁寧に行っていく。
- ・ダイヤが乱れたときの乗務列車の持ち替えなどは、統括本部の現業間のやりとりになるので、ハードルは下がっている。今後の課題として検討していきたい。

管理者は時間外労働が増加している。異常時対応や、新たなジョブローテーションの実施に加えて、様々な業務が増えており、総労働時間削減の視点からも、負担軽減を目指すべきだ！

団体交渉は、4月15日に行っています。

②へ続く